

2024 年 1 月 1 日 No. 185 (毎月 1 日発行)

【最低賃金法を立法院で可決】

台湾立法院は 12 月 12 日に、最低賃金制度に関する最低賃金法（最低工資法）を可決しました。企業は最低賃金を下回る賃金により雇用した場合、最高 150 万台湾ドルの過料が科され、代表者の氏名が公表されることもあります。2024 年 1 月 1 日から施行される予定です。

【房屋税差別税率 2.0 を可決】

台湾立法院は 12 月 19 日に、房屋税差別税率 2.0 の規定の修正に関する房屋税条例を可決しました。税率を 2.0%~4.8%に引き上げ、また保有戸数に応じて、単純累進税率方式に変更します。また、保有戸数の計算基準を県単位から全国単位に変更されます。一方で、居住用住宅に対し、台湾全土で一戸に限り、1%の特別税率が適用します。2024 年 7 月 1 日から施行される予定です。

【入出国及移民法の新規、2024 年から二段階で施行】

台湾内政部移民署は 12 月 21 日に、立法院すでに可決した入出国及び移民法（入出国及移民法）を、2024 年から二段階で施行することを発表しました。第一段階の居留権の緩和策は 1 月 1 日から優先的に施行します。主な内容は以下のとおりです。

- 永久居留証の条件を台湾で年間滞在日数 183 日以上から、直近 5 年の台湾の滞在日数平均 183 日以上とする。
- 居留証の申請期限を従来の入境 15 日以内から 30 日以内に延長する。
- 台湾人配偶者と死別して、もしくは過去に合法的に居留し、未成年の子供を養育または交流がある外国人配偶者は、居留証申請が可能となる。
- 家庭内暴力（DV）を受けて離婚した外国人配偶者は、居留証が引き続き有効となる。
- 台湾に留学した外国人は、卒業後に居留期間の 1 年延長を申請でき、必要な場合はさらに 1 度延期が可能となり、最長 2 年間滞在できるようになる。
- 特殊な貢献をした高度専門外国人材、各専門分野で最高賞を受賞した外国人などの配偶者、未成年の子供や身体障害者の子供は、永住権の同時申請が可能となる。

第二段階は不法入国・滞在などの厳罰化は 3 月 1 日から施行されます。

【家賃と幼児控除額の新規、2024 年から施行】

台湾立法院は 12 月 19 日に、総合所得税に関する各種控除に関連する変更を反映した所得税法を可決しました。2024 年 1 月 1 日から施行され、2025 年 5 月の確定申告から適用されます。主な内容は以下のとおりです。

- 家賃特別控除額：



- (1) 従来の列举控除項目から特別控除項目に変更する。
- (2) 控除可能上限額を、12 万台湾ドルから 18 万台湾ドルに引き上げる。
- (3) 以下のいずれかに該当する場合、適用不可となる条件を新設する：
 - ・ 当年度の税率は 20%以上である。
 - ・ 配当所得に関して、28%の単一税率で分離課税を選択する。
 - ・ ミニマムタックス税制の適用を受ける。

● 幼児特別控除額：

- (1) 控除できる幼児の年齢制限は 5 才から 6 才に引き上げることとなる。
- (2) 第 1 名幼児の控除額は 15 万台湾ドルに引き上げて、第 2 名以降は一人当たり 22.5 万台湾ドルが控除できる。
- (3) 税率が 20%以上の場合、控除できない条件を削除する。

【台湾カーボンプレジット取引所、国際取引開始】

台湾カーボンプレジット取引所（臺灣碳權交易所、TCX）は 12 月 22 日、アジア・アフリカ・南米などの七つの国のカーボンプレジットの国際取引が開始しました。初期の取引量と取引価格は、5 万トン～10 万トンと 1 トン当たり 5～15 米ドルをそれぞれ見込みます。

TCX の取引時間は午前 9 時～午後 3 時半となります。国籍を問わず、法人が TCX でカーボンプレジットを売却できますが、購入できるのは国内法人に限りです。取引単位は 1 トン CO₂e です。

【TCX を通してカーボンプレジットの売却に生じた所得、課税の通達の公表】

台湾財政部は 12 月 4 日に、TCX を通して、取得したカーボンプレジットを売却する所得につき、課税の通達を公表しました。外国法人は TCX のプラットフォームを通して、海外で取得したカーボンプレジットの売却利益は「国内源泉所得」見なされ、法人税を課税されます。

通達によると、帳簿や関連書類を提示して、その取引に対する損金が証明できる場合、損金算入可能です。一方で、仮に帳簿や関連書類を提示できない場合は、損金は売却収入の 90%として控除します。

また、台湾に固定的営業場所がある場合、前段のとおり所得を算入し、法人税の確定申告をしなければなりません。台湾に固定的営業場所のない場合、TCX が前段のとおり算出される企業の所得に 20%の源泉徴収税額を計算して、企業の代わりに申告及び納税します。

【営利事業所得税監査準則の一部改正の公表】

台湾財政部は 12 月 11 日に、営利事業所得税監査準則（営利事業所得税査核準則）の一部改正を公表しました。主な内容は以下の通りです。



- 飛行機及び高速鉄道の交通費の証憑を簡略化する。
- 給与として課税されない食事手当（伙食費）を3千台湾ドルに引き上げる。
- IFRS 第16号の導入に合わせて、リース資産とセール・アンド・リースバック取引等の定義や会計処理を改定する。

フェアコンサルティング台湾

（正緯管理顧問股份有限公司）

台北市松山區民生東路3段128號7樓之1保富金融大樓

電話：+886-2-2717-0318

担当：坂下（SAKASHITA）

yu.sakashita@faircongrp.com

「FCG 中華圏 ニュースレター」本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板の掲載等はお断りいたします。

「FCG 中華圏 ニュースレター」で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。

フェアコンサルティンググループでは、できる限り正確な情報の提供を心掛けておりますが、「FCG 中華圏 ニュースレター」で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、フェアコンサルティンググループ及び執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。